

エネ政第 1 3 6 9 号

令和元年 6 月 20 日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画について、大阪府環境基本条例第 8 条第 3 項の規定により、  
貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府環境基本条例では、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた環境総合計画を策定することとしています。

本府では、現在、2020年度を年限とする「大阪21世紀の新環境総合計画」に基づき、府民の参加・行動のもと、持続可能な経済社会システムを目指し、施策を展開しています。

現行計画策定以降、ますます深刻化する少子高齢化・人口減少社会、社会インフラの老朽化、自然災害やそのリスクの増大など、本府が対処すべき課題は山積しています。また、世界全体としての人口増加と都市化による環境負荷の増大や気候変動、生物多様性、海洋汚染など、地球規模の環境問題は深刻さを増しています。

一方、経済、社会及び環境の不均衡な発展を是正しようという動きがあり、近年では、「パリ協定」や、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択といった国際的な合意がなされました。2018年11月には、2025大阪・関西万博の開催が決定し、「SDGsが達成される社会を目指す」という開催目的に世界の賛同を得たところです。今後、開催地として、SDGsの達成にどのように貢献していくのかについて、全世界から注目されています。

本府は、こうした状況を踏まえて、これまで以上に、豊かで快適な生活と健全で恵み豊かな環境の恵沢を誰もが享受できるよう、地域はもとより世界的な視野を持ちつつ、経済・社会的課題の同時解決に資する環境施策を推進していく必要があると考えています。

つきましては、2021年度以降の環境総合計画の策定にあたり、本府を取り巻く情勢を踏まえた、長期的な環境施策の方針など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。